

(仮称)いわき市以和貴まちづくり基本条例(素案)

前文		
第1章 総則	第1条	(目的)
	第2条	(定義)
第2章 基本原則	第3条	(基本原則)
第3章 市民及び市の役割	第4条	(市民の役割)
	第5条	(市の役割)
第4章 情報の共有	第6条	(情報の公開及び提供)
	第7条	(市民提案の反映)
第5章 市民参画	第8条	(市民の参画)
	第9条	(市民参画の推進)
	第10条	(若者の参画)
第6章 連携	第11条	(市民と市の連携)
	第12条	(市民相互の連携)
	第13条	(広域的な連携)
第7章 共創のまちづくり	第14条	(地域人財の育成)
	第15条	(地域価値の向上)
	第16条	(地域産業の振興)
第8章 条例の見直し	第17条	(条例の見直し)

1 前文

いわき市の歴史的背景、現状や課題を認識し、条例を制定する趣旨を明らかにする。

【条文(案)】

少子高齢化や人口減少、急激に進む情報化や社会資本の老朽化など、社会の急激な変化に伴い、地域が抱える課題は高度化・複雑化している。

行政の経営資源に限られるなか、このような地域課題の全てを行政だけで解決していくことは、もはや困難となりつつある。

これからの社会は、市民と市が課題認識を共有し、相互の立場や役割を認識したうえで、持てる知恵と資源を結集し、共に地域課題の解決に取り組むことが求められている。

本市には、まちづくりの様々な分野で活躍する市民、団体、学校、企業など様々な主体が存在しており、この多様性を持った主体が、それぞれの活動を通じて結びつき、培われてきた伝統、文化、地域の力を活用し、共に地域課題の解決に取り組むことで、新たな価値を創造することが可能になる。

本市は、50年前の昭和41年に、当時としては前例のない14市町村の大同合併を果たし、その市名「いわき」には、17条憲法における「和を以て貴しとなす(以和貴)」として、市の一体的な将来の発展の願いが込められた。

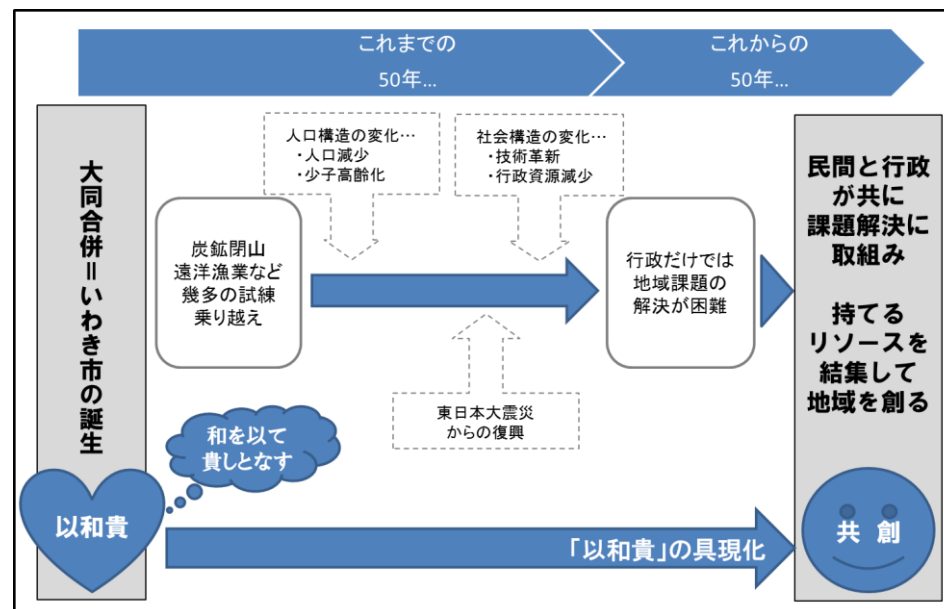
先人が英知と情熱を結集して苦難を乗り越え、築き上げてきた「以和貴」の心を未来につなぎ、東日本大震災からの復興の先を見据えた更なる50年に向けて、市民と市の共創によるまちづくりを推進し、だれもが「住んで良かった、住み続けたい」と思える魅力にあふれた「ふるさといわき」の創造を実現するため、この条例を制定する。

【説明】

○人口構造、社会構造の変化に伴う地域課題解決の困難化

○市民と市が共に課題解決に取り組む必要性

○以和貴の心を未来につなぎ「共創のまちづくり」の推進



2 第1章 総則

条例制定の目的について説明する。

条例において用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈・運用ができるよう整理する。

【条文(案)】

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりにおける基本原則を明らかにし、市民及び市それぞれの果たすべき役割及びまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、共創のまちづくりを推進し、もって市民がいきいきと幸せに暮らし、及び魅力と活力にあふれたまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

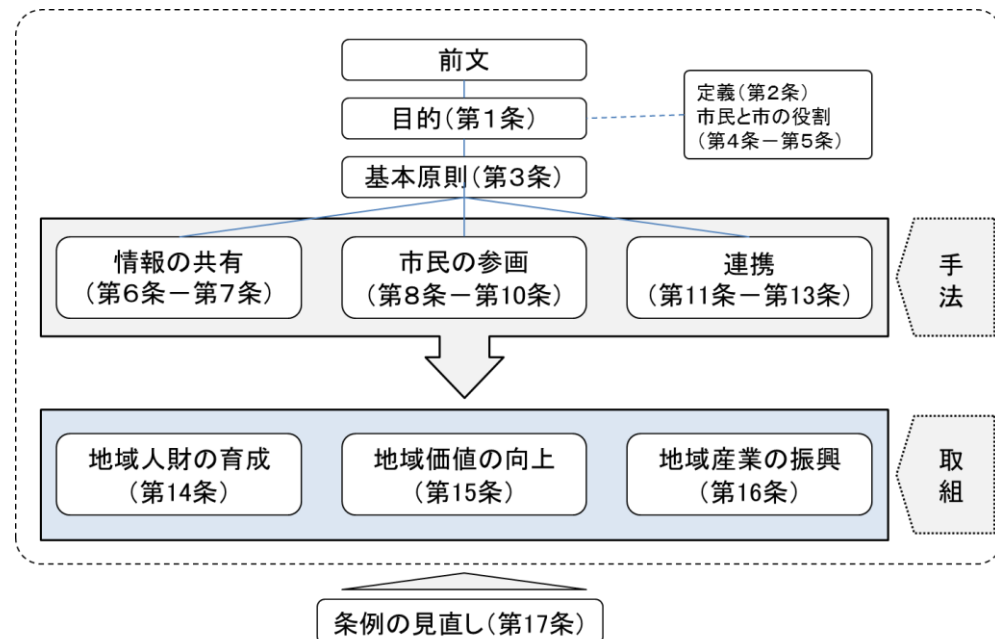
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市民並びに市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 共創 地域課題の解決を目指し、市民の参画及び市民と市の連携の下に相互の知恵と資源を結集して、新たな価値を創出することをいう。
- (3) 共創のまちづくり 市民及び市の共創によるまちづくりをいう。
- (4) 人財 共創のまちづくりにとって重要な人的財産をいう。

【説明】

○本条例の目的は、「共創」による魅力あるまちづくり推進のための基本的事項を定めるもの。

○本条例の中核となる「共創」の概念を定義し、共創の当事者として市の対となる「市民」の概念を定義する。



3 第2章 基本原則

本市のまちづくりを進める上での基本的な考え方を明らかにする。

【条文(案)】

(基本原則)

第3条 市民及び市は、次の事項を基本として、共創のまちづくりを進めるものとする。

(1) 市民及び市は、まちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。

(2) 市民及び市は、まちづくりへの市民の参画を推進する。

(3) 市民及び市は、連携してまちづくりを推進する。

【説明】

○「共創のまちづくり」の手法として

(1) 情報の共有 (2) 市民の参画 (3) 連携を基本とすることを明示する。

「ミッション」と「パッション」を共有した「コラボレーション」

- ・情報共有＝課題認識(ミッション)
- ・市民参画＝自分ごと(パッション)
- ・連 携＝相互協力(コラボレーション)



4 第3章 市民及び市の役割

本市のまちづくりに当たり、市民と市の適切な役割分担の下に、お互いの力を発揮するため、それぞれの役割について規定する。

【条文(案)】

(市民の役割)

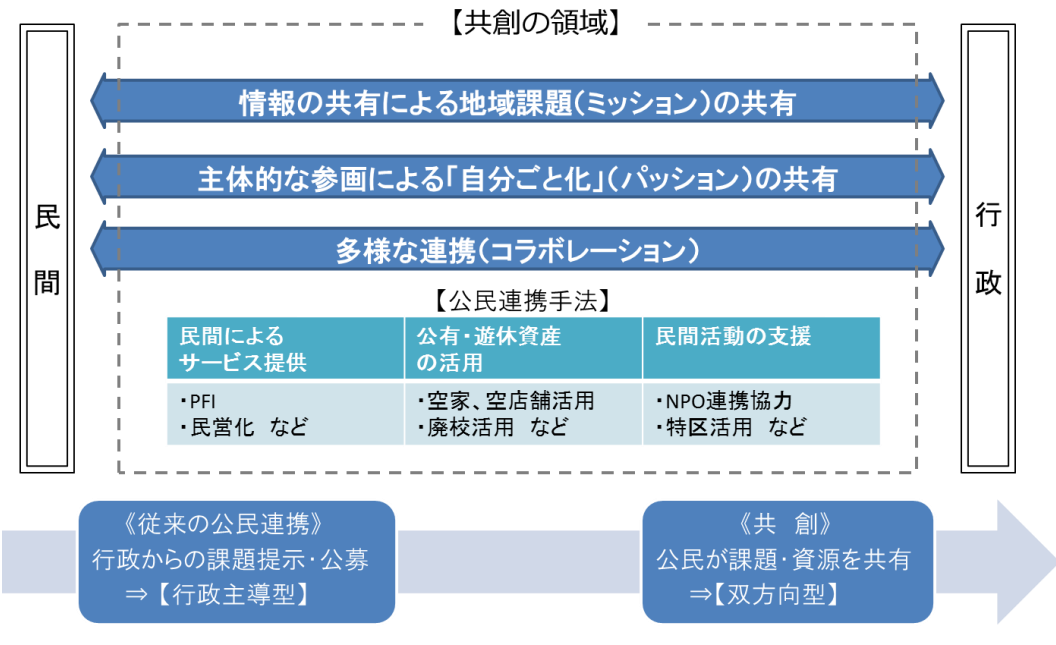
第4条 市民は、前条に定める基本原則(次条において「基本原則」という。)にのっとり、自らがまちづくりの主体であることを認識し、共創のまちづくりへの理解及び協力を努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、基本原則にのっとり、共創のまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、市民の主体的なまちづくりを積極的に支援するものとする。

【説明】

- 市民と市は、「基本原則」に基づき、まちづくりを行う。
- 市民は、まちづくりの主体としての認識を持って、共創のまちづくりに協力し、市は共創のまちづくりを推進し、実現するために、施策の策定と実施を行う。



5 第4章 情報の共有

共創のまちづくりの基本原則の一つである、情報の共有のあり方について示す。

【条文(案)】

(情報の公開及び提供)

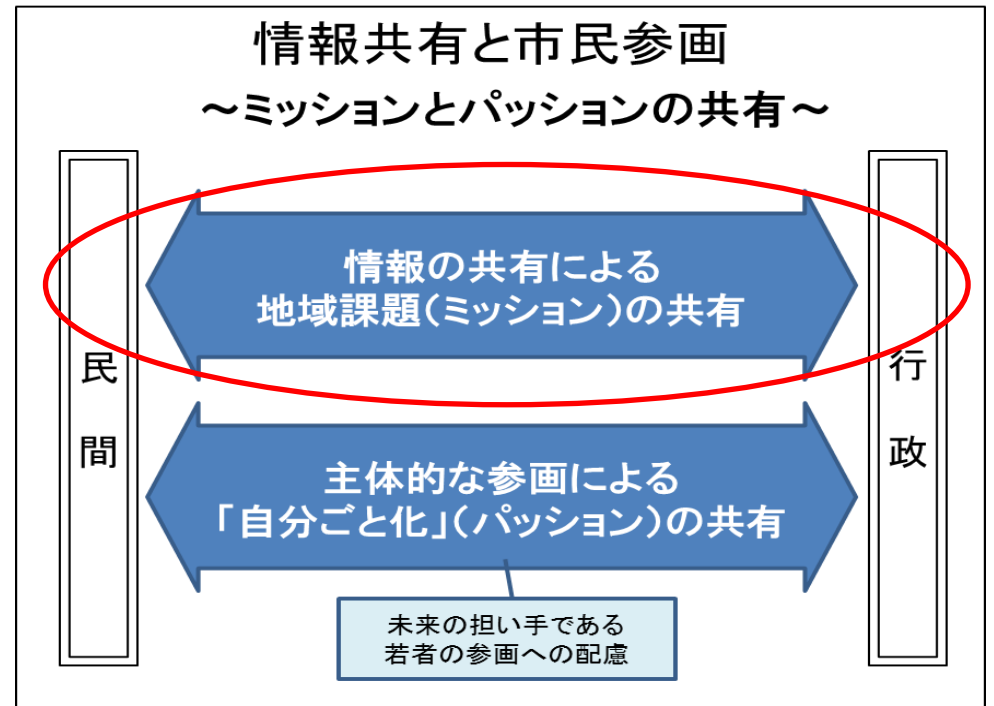
第6条 市は、まちづくりに関する市民の知る権利を保障し、まちづくりに関して保有する情報を積極的に公開及び提供し、市民との情報の共有に努めるものとする。

(市民提案の反映)

第7条 市は、情報の共有を進めるために、市民の提案及び意見を聴く機会を設け、まちづくりに反映するよう努めるものとする。

【説明】

○まちづくりの主体である市民が、共創のまちづくりを進める上で重要な前提となる、「課題や認識の共有」のため、市は、市民への情報提供を行い、市民からの提案・意見の反映に努める。



6 第5章 市民参画

共創のまちづくりの基本原則の一つである、市民の参画のあり方について示す。

【条文(案)】

(市民の参画)

第8条 市民は、まちづくりにおける企画、実施及び評価のそれぞれの過程において、自らのこととして積極的かつ主体的に参画するものとする。

(市民参画の推進)

第9条 市は、まちづくりにおける重要な政策の企画、実施及び評価のそれぞれの過程において市民の参画を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(若者の参画)

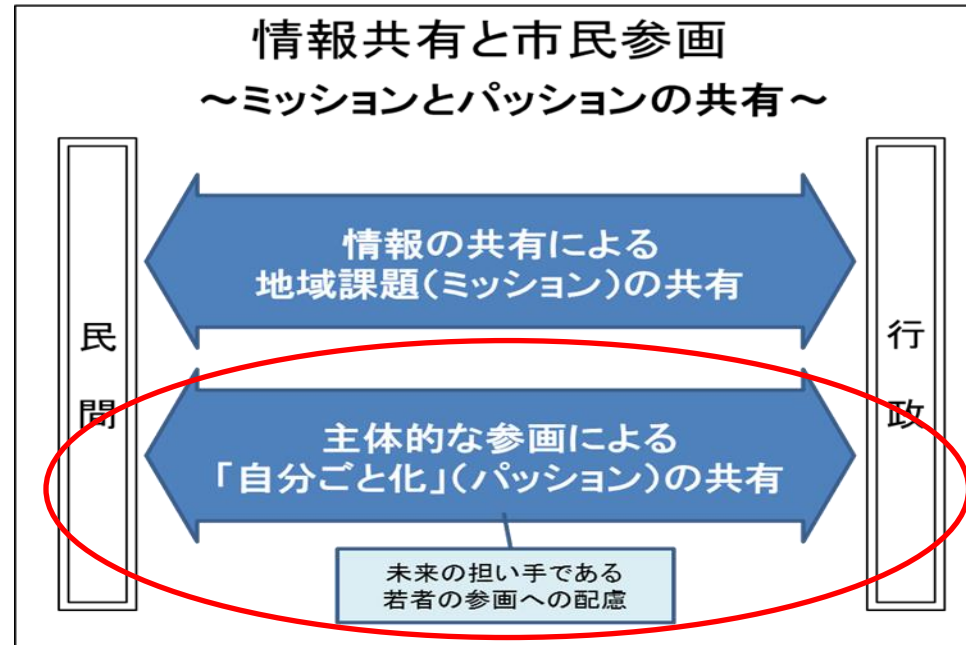
第10条 市民及び市は、次代を担う若者がそれぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参画できるよう配慮するものとする。

【説明】

○市民は、「自らのこと」としてまちづくりに参画する。

○市は、まちづくりへの市民の参画推進の措置を講じる。

○市民と市は、未来のまちづくりの担い手である若者が、まちづくりに参画できるよう配慮する。



7 第6章 連携

共創のまちづくりの基本原則の一つである、連携のあり方について示す。

【条文(案)】

(市民と市の連携)

第11条 市民及び市は、相互理解及び信頼関係の下に、連携してまちづくりを推進するように努めるものとする。

(市民相互の連携)

第12条 市民は、お互いの活動を尊重するとともに、世代や地域を超えて連携し、及び協力し、まちづくりを推進するように努めるものとする。

(広域的な連携)

第13条 市民及び市は、市民以外の人々にまちづくりの情報を発信するとともに、積極的に交流を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するように努めるものとする。

2 市は、共通する広域的な課題の解決及び相互発展を図るため、近隣市町村と連携するとともに、適切な役割分担の下に国、県、関係機関等と協力し、まちづくりを推進していくよう努めるものとする。

【説明】

○市民と市は、理解と信頼の下、連携する。

○市民は、住んでいる地域や年代を超え、課題や取組みの内容に応じて、機動的に連携する。

○市民と市は、市内に止まらず、広く域外にリソースを求めて連携する。また、市は近隣市町村との連携、国県との協力を努める。

連携

～コラボレーション～

相互理解と信頼関係による
市民と市の連携＝『チームワーク』

世代や地域を超えた機動的な
市民相互の連携＝『フットワーク』

市外の様々な主体との
広域的な連携＝『ネットワーク』

8 第7章 共創のまちづくり

(1) 地域人財の育成 (2) 地域価値の向上 (3) 地域産業の振興

「共創のまちづくり」として取り組む内容について示す。

【条文(案)】

(地域人財の育成)

第14条 市民及び市は、まちづくりは人づくりであるとの認識の下に、地域に対する誇り及び郷土愛を育むとともに、共創のまちづくりを推進する人財の育成に努めるものとする。

(地域価値の向上)

第15条 市民及び市は、地域課題の解決に協力して取り組むとともに、培われてきた伝統、文化及び地域の力を最大限に活用することにより、地域の価値を向上させ、魅力あるまちづくりに努めるものとする。

(地域産業の振興)

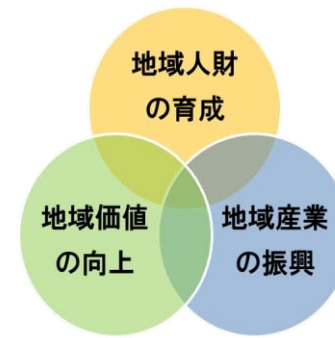
第16条 市民及び市は、社会経済情勢の変化に対応し、暮らしの基盤である地域産業の創出及び振興並びに地域における雇用の創出に努めるものとする。

【説明】

- 共創のまちづくりの取組みとして、
「地域人財の育成」＝ひとづくり
「地域価値の向上」＝まちづくり
「地域産業の振興」＝しごとづくりに取り組むことを示す。

地域の課題解決と
未来につなぐ「ひと・まち・しごと」を創る

- ・地域人財の育成＝ひとづくり
- ・地域価値の向上＝まちづくり
- ・地域産業の振興＝しごとづくり



9 第8章 条例の見直し

この条例の見直しについて示す。

【条文(案)】

(条例の見直し)

第17条 市は、この条例について、市民の意識、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ、市民の参画の下に見直しの措置を講じるものとする。

【説明】

○実効性の確保

本条例が時代の変化の中で、真に機能し続けるように、市民の生活や意識と乖離していないか、時代に取り残されたものになっていないか、見守り続けていく。

○市民の参画による見直し

条例の見直しは、市民の参画の下に行うことを明らかにする。

